

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No. 51

No.51 2015.11.04

■ 10・29 労働紛争解決システム検討会 がスタートしました！

10月29日(木)、厚労省にて「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」(座長：荒木尚志東大教授)が始まりました。

同検討会は、『日本再興戦略』改訂2015』及び「規制改革実施計画」(6月30日閣議決定)に基づき、厚労省労働基準局長が、学識経験者等の参集を求めて開催するものです。委員は、労働法・民法・民法法の研究者6名、労働経済・労使関係論の研究者4名、労働組合関係者4名、使用者団体4名、労働者側弁護士2名(徳住副会長・水口常任幹事)、使用者側弁護士2名の合計22名です。

同検討会の検討事項は、①既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策、及び②解雇無効時における金銭救済制度の在り方(雇用終了の原因、補償金の性質・水準等)とその必要性、の2点です。なお、厚労省は、検討事項②の趣旨に関する村上委員(連合)からの質問に対し、「金銭救済制度の『必要性』の検討も行うものであり、金銭救済制度を作ることが前提ではない」と回答しました。

同日は、厚労省からの資料説明の後、各委員からの意見表明が行われました。



金銭解決制度推進派からは、「金銭解決は、中小企業の労働者の保護のためにも重要。上限と下限を定めて裁判官が判断できるような仕組みを早急に作るべき」(八代教授)、「金銭解決制度が整備されれば、他の紛争解決システムにも良い影響が出る」(鶴教授)、「労働審判等によって予見可能性が改善されたとはいえ、勝敗の予見は困難。金銭解決の必要性は高い」(中山弁護士)などの意見が出されました。

これに対し、労働者側は、「多様な紛争解決システムがあるが、制度の連携が不十分なので、まずはそれを改善すべき」(徳住副会長)、「時間的予見可能性は低い。訴訟や労働審判へのアクセスの改善や、解雇ルールの教育こそが重要。現在、労働者が金銭解決に応じざるを得ないのは、就労請求権がなく、使用者に復職を強制させる仕組みがないからである」(水口常任幹事)、「紛争が生じる原因は、知識が欠如していたり、知っていてもルールを守らない使用者がいること。その対策こそが重要」(連合東京・高村委員)、「解雇にはさまざまな背景がある。1つとして同じ解決はないのであり、平均値で語るのは無理」(UAゼンセン・斗内委員)、「ヒアリング等によって、紛争解決システムの実情を知り、共通認識を作ることがまずは大切」(連合・村上委員、長谷川委員)などと反論を述べました。

第2回は、11月26日(木)に開催される見込みです。労働弁護団では、バックアップチームを作り、対策を検討中です。また、12月4日(金)に中央大学駿河台記念館にて決起集会を開く予定です(18時開場予定。詳細は追ってご連絡します)。

【発信元】 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790